

第5章

東京都事業における 成果報告

ペアレントメンター養成・派遣事業
自治体事業化ガイド

1 ペアレントメンター事業化ガイドの目的

東京都では、平成29年度から、子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して、発達障害児（者）の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターを養成するとともに、ペアレントメンター・コーディネーターを配置し、家族への適切な支援に結び付けることで、家族支援体制の整備を図っています。

発達障害児（者）の保護者が苦勞したこととして感じられるのは「家族及び周囲の無理解」であり、助けになったものは「ピアカウンセリング」であったとの声は多く、同じ発達障害児（者）を育てている親による、寄り添う支援が求められているものと思われます。

そうした「寄り添う支援」としては、ペアレントメンター事業が取組の柱となると考えられます。現在は、都の事業が中心となっていますが、身近な区市町村による取組が徐々に広がりつつあり、今後、取組が更に進むことが期待されます。

国の地域生活支援促進事業においても、平成30年度から、これまでの都道府県に加え、区市町村が実施主体に加わりました。その一方で、養成研修の実施ノウハウの不足や実施体制確保等の問題から、区市町村単独での事業実施が難しい場合もあります。

本ガイドでは、まずペアレントメンターの活動の位置付けや都のペアレントメンター事業の概要等を御紹介しています。

また、区市町村がそれぞれの実情に応じ、実施しやすい方法を選択する際に参考となるよう、東京都の障害者施策推進区市町村包括補助事業を活用した枠組みと、国の地域生活支援促進事業を活用した枠組みの2つのパターンを示し、あわせて、実際の取組事例も掲載しておりますので、各区市町村における事業実施の検討に当たり、是非御活用ください。

2 発達障害児者支援におけるペアレントメンターの位置付け

(1) ペアレントメンターとは

発達障害児者の家族支援の重要性はこれまでも指摘されており、改正発達障害者支援法においても、「家族による家族支援」の重要性が述べられています。発達障害児者の家族支援においては、専門性に基づいた支援だけでなく、当事者性に基づいた支援も非常に重要です。ペアレントメンター活動は、そうした家族による家族支援の中の代表的な活動の一つです。

メンターは「信頼のおける相談相手」という意味ですので、ペアレントメンターは「親にとって信頼のできる相談相手としての親」ということとなります。当事者視点による共感性に基づいたペアレントメンターによる支援は、専門機関による支援とは異なり、家族の立場からしかできない効果が期待され、厚生労働省においても有効な家族支援システムとして推奨されています。

『ペアレント・メンターガイドブック』（ペアレント・メンターガイドブック作成委員会、平成30年度）によると、ペアレントメンターは、専門機関による支援にはない、以下のような特徴を持つとされています。

- ① 同じような発達障害のある子供を育てる親としての高い共感性と寄り添い
- ② 地域の支援機関とのつながりから得られた信頼できる情報の提供
- ③ メンター自らの子育て体験の語りによる孤立感の緩和とエンパワメント

(2) ペアレントメンター活動の展開

ペアレントメンターは、これらの特徴を活かし、全国各地で地域に合わせた活動が展開されています。調査によると、現在、全国では以下のような活動が行われています。

表 メンター活動の内容（複数回答あり）

	都道府県	指定都市
有効回答数	28	10
個別相談	11	3
グループ相談	18	8
電話相談	4	1
メール相談	1	1
学校教員向け研修	9	3
保育者向け研修	17	7
行政職員向け研修	9	3
相談支援者向け研修	10	6
保護者向け研修	18	7
その他	17	4

※平成30年度障害者総合福祉推進事業『ペアレント・メンター養成と活動支援ガイドラインの作成に関する調査報告書』より

ペアレントメンターの活動は大きく分けて、相談活動と啓発（研修）活動の二つがあります。調査結果を見ると、相談活動では比較的グループ相談の形をとっている地域が多いことが分かります。グループ相談の形態も地域によって様々に工夫されていますが、複数の参加者が複数のメンターに相談する形を取っていることが多いと思われます。グループ相談は、相談する側にとっても参加がしやすく、様々な情報を得られるメリットがあります。啓発（研修）活動は、ペアレントメンターの経験を様々な対象者に語る活動ですが、発達障害児者の家族にとってはもちろん、様々な対象者にとって有意義な時間であったとの感想が寄せられています。発達障害児者の家族にとっては、今後の道しるべになるような経験となることもあるようです。

（3）ペアレントメンター活動のバックアップと研修

ペアレントメンターが、活動を安全に進めていくためには、体系的な研修を継続的に実施していくことが非常に重要です。ペアレントメンターは、その共感性の高さから、発達障害児者の親にとって非常に力になりますが、時に分かるからこそその過剰な支援になってしまうといったことも起こりうるでしょう。まず、ペアレントメンターとして活動する前に、発達障害の基礎知識、話を聴くための基礎的なスキル、地域の資源や支援体制について学ぶことが必要です。このような内容が含まれた研修を養成研修と呼んでいます。次に、活動を安全に続けていくためには、一度限りの研修で終わるのではなく、活動について振り返ったり、活動を通して出てきた課題について学んだり、地域支援の最新事情について学ぶ機会が必要になってきます。このような内容を学ぶための研修は地域によって名称は異なりますが、多くの地域で行われています。

また、ペアレントメンターによる支援システムを継続するためには、行政や支援機関による理解とバックアップも必須です。活動を展開する中で、ペアレントメンターと行政・支援機関が、協力体制をつくり、取り組むことで、ペアレントメンター活動がより安全で有効なものとなると思われます。

（鳴門教育大学大学院 学校教育研究科 人間教育専攻 臨床心理士養成コース 准教授 小倉正義）

引用・参考文献

ペアレント・メンターガイドブック作成委員会、平成30年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業 ペアレント・メンターガイドブックー家族による家族支援のために

特定非営利活動法人日本ペアレント・メンター研究会、平成30年度障害者総合福祉推進事業『ペアレント・メンター養成と活動支援ガイドラインの作成に関する調査報告書』

特定非営利活動法人日本ペアレント・メンター研究会ホームページ

<https://parentmentor.jp/>

井上雅彦・吉川徹・日詰正文・加藤香編著（平成23年）. ペアレント・メンター入門講座 発達障害の子どもをもつ親が行なう親支援、学苑社.

井上雅彦・吉川徹・加藤香編著、日本ペアレント・メンター研究会著（平成26年）. ペアレント・メンター活動ハンドブック：親と地域でつながる支援、学苑社.

3 東京都における事業実施内容（平成29年度～令和元年度）

(1) 事業目的

東京都では、発達障害児（者）や家族が地域で安心して生活できるよう、子育てに悩む親に対し、発達障害児（者）の養育経験がある同じ立場の親が支援を行うペアレントメンターの養成及び派遣を行う「ペアレントメンター養成・派遣事業」を平成29年度から実施しています。

(2) 事業内容

東京都ペアレントメンター実施要綱及び東京都ペアレントメンター活動ガイドライン（別紙参照）に基づき実施しています。

ア ペアレントメンター養成研修の実施

3日間という長めの日程で、ペアレントメンターに必要な知識や心構え、また、実際の場面で役立つロールプレイ等を盛り込んで実施しています。

(ア) 研修内容

【研修期間】

- ・年2回実施、1回3日間

【養成研修のねらい】

- a 発達障害と保健・福祉行政の理解
- b 教育における東京都の取組についての理解
- c 発達障害の基礎知識・家族支援のあり方の理解
- d ペアレントの役割についての理解
- e 相談技術の基礎的理解と面接技術の習得

【養成研修カリキュラム】

研修日程	研修内容	講師
第1日目	【講義】「発達障害と保健・福祉行政」	東京都福祉保健局
	【講義】「教育における東京都の取組について」	東京都教育庁
	【グループワーク】自己紹介と意見交換	東京都発達障害者支援センター
	【講義】「発達障害の基礎知識／家族支援の在り方」	東京都発達障害者支援センター
第2日目	【講義】「ペアレントメンターの役割について」	日本ペアレント・メンター研究会
	【講義】「リソースブックの作り方と地域活動」	
	東京都ペアレントメンター活動ガイドライン説明	東京都発達障害者支援センター

第3日目	【講義】「相談技術の基礎知識」	日本ペアレント・メンター研究会
	ロールプレイ／ロールプレイデモンストレーション	日本ペアレント・メンター研究会 東京都発達障害者支援センター
	【グループワーク】ロールプレイの実施	日本ペアレント・メンター協会 東京都発達障害者支援センター
	グループ報告・まとめ／修了証の授与	東京都発達障害者支援センター

【養成研修実施に当たっての留意点】

- a 成人の子供を持つ親の場合、子育てをしてきた時代の制度の状況と大きく違ってきている面があるので、新たに学習してもらい、スタンスを作る。
- b できる範囲で、グループワークの組み合わせ、地域、年代、相談歴、障害の状況を考慮してグルーピングを行う。
- c グループワークで1人のファシリテーターが担当する人数は、3～4人が望ましい（人数が多くなる場合は3の倍数とする（3人1グループを2グループ担当とする等））。
- d 研修修了者に依頼する提出書類等は、研修終了後に回収が難しいため、研修中に集めることが望ましい。

(イ) 研修受講者

平成29年度 26名 平成30年度 35名 令和元年度 35名 計96名

イ ペアレントメンターフォローアップ研修

養成研修修了者を対象として、ペアレントメンター間の交流を図るとともに、活動に関する情報交換を通じた課題や対処についての共通理解の促進、各自の語りの振り返りによるスキルの向上、ペアレントメンターの活用充実にに向けた意見交換等を目的とするフォローアップ研修を実施しています。

(ア) 研修内容

- a ペアレントメンター活動の報告・情報交換
- b グループで各自の子育て体験を語り、その語りを振り返る。
- c 今後のペアレントメンター活動の展開について
- d その他

(イ) 研修受講者

平成30年度 33名 令和元年度 55名 計88名

ウ ペアレントメンターの派遣

地域からの依頼に基づき、グループ相談会・茶話会等に派遣しており、家族会での勉強会など依頼も増えてきています。

3年間の活動実績の合計は以下のとおりです。

【派遣地域別件数】

江東区	1
大田区	1
世田谷区	14
中野区	12
豊島区	19
板橋区	1
練馬区	102
葛飾区	52
八王子市	6
立川市	13
調布市	11
小金井市	21
小平市	62
国分寺市	3
狛江市	2
東久留米市	3
武蔵村山市	5
西東京市	8
檜原村	1
都主催等	8
計	345

【活動内容別件数】

グループ相談会 ・茶話会	197
保護者向け講演会 ・勉強会	50
支援者向け研修会 ・勉強会	25
個別相談	59
その他	14
計	345

エ ペアレントメンター養成・派遣事業運営委員会の実施

事業の運営及び区市町村や関係機関等への情報発信や働きかけ（普及開発活動）が円滑に図られるよう、必要な事項を協議するため、実施しています。

ア 委員会メンバー

- ・学識経験者
- ・行政機関（障害児施策所管部署（区部・市町村部）、教育関係（都）、母子保健関係（都））
- ・支援機関（障害児支援関係事業所（区部・市町村部））

オ 広報、普及に向けた取組

(ア) 広報

a 事業周知用リーフレットの配布

区市町村障害福祉主管課・教育分野（特別教育担当・スクールカウンセラー等）・母子保健分野等へのリーフレットの配布を通じた広報を行っています。

b 東京都ホームページ、東京都発達障害者支援センターのホームページへの掲載

c 東京都発達障害者支援センター主催の支援者向け研修会、講演会、区市町村連絡会議等を通じた広報

(イ) 普及に向けて

a 区市町村訪問

地域支援マネージャーによる区市町村訪問の際に事業説明を行っています。必要に応じてペアレントメンターコーディネーターも同行します。

特に、ペアレントメンターの紹介・推薦のない、あるいは活動実績のない区市町村への訪問等を通して、保護者支援の取組状況のヒアリングを行うとともに、事業の紹介や活用方法の提案を実施しています。

b 活動報告会の開催

区市町村、支援機関（児童発達支援センター、子ども家庭支援センター、地域活動支援センター、障害者相談支援事業所等）を対象とする活動報告会を開催しています。

【開催回数】

・年1回

【内容】

- ・行政機関と、ペアレントメンターを活用した活動をしている親の会の組合せとし、2地域からの活動報告を実施（区部・市町村部各1地域）。
- ・行政機関からは、家族支援としてペアレントメンターを活用することについての区市町村としての考え、経緯、日頃から親の会との関係づくり、ペアレントメンター活動の地域での効果、今後の方向性などについて報告。
- ・親の会からは、ペアレントメンターを活用した活動の企画、実施内容からは、効果について具体的に報告。

c 活用場面を企画

家族支援を行っている機関（保育園・幼稚園、学校、民生委員等）における活用の仕方を提案するとともにバックアップしています。

4 区市町村における実施体制づくり

パターン1 東京都の障害者施策推進区市町村包括補助事業を活用

社会資源が不足していたり、事業を始めるきっかけがない場合には、初めからペアレントメンター事業を独自に立ち上げるのではなく、まず家族会との関係構築等を先に進め、他事業の中でペアレントメンターを活用する方法が考えられます。

【事業実施の枠組みづくり】

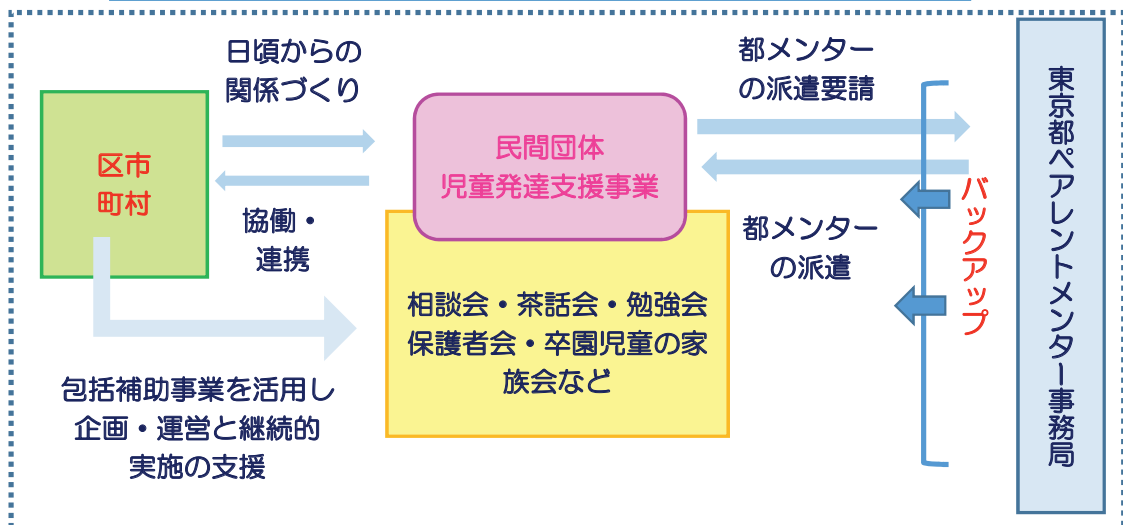
ア このパターンにおける実施体制の枠組みづくりは、区市町村が東京都の障害者施策推進区市町村包括補助事業(以下「包括補助事業」という。)を活用して、児童発達支援事業(児童発達支援センター等)や親の会など、業務や活動として家族支援を実施している機関・団体による、継続的な家族支援を実現しようとするものです。

イ 事業の実施に際しては、庁内の担当部署を明確にする必要があります。担当部署は、庁内の調整や民間団体との連携・協働等、中心となって事業実施の枠組みを作り、推進していく役割を担う部署であり、子育て支援や障害福祉等の部署が考えられます。また、常日頃から民間団体や児童発達支援事業(児童発達支援センター等)と良好な関係を構築していることが前提となります。

ウ 例えば親の会と協力した事業の実施方法としては、親の会が東京都ペアレントメンターを活用してグループ相談会や茶話会などを企画し、区市町村の事業として実施し、東京都の包括補助事業を活用するといった流れが一般的です。この場合、親の会が運営するNPO法人等に事務局を設置し、そこにコーディネーターを配置します。

エ 東京都ペアレントメンター事務局は、東京都ペアレントメンターの派遣と事業全体へのバックアップを行います。

東京都ペアレントメンターを活用して家族支援を展開した事例



パターン2 国の地域生活支援促進事業を活用

ペアレントメンターの養成・派遣事業を独自に実施する方法もあります。

【事業実施の枠組みづくり】

ア このパターンでも、事業の実施に際しては、庁内の担当部署を明確にする必要があります。庁内の調整や民間団体との連携・協働等、中心となって事業実施の枠組みを作り推進していく役割を担う部署が必要であり、子育て支援や障害福祉等の部署が考えられます。また具体的に事業を推進する機関として、地域の相談支援の中核機関である基幹相談支援センターがその役割を担うことも想定されます。

イ 事業を継続的に実施するための方法として、国の地域生活支援促進事業を活用しての枠組みづくりがあります。国の地域生活支援促進事業では、研修等によるペアレントメンターの養成と活動の双方を求めているため、区市町村はこの補助事業を活用して継続的な家族支援の仕組みを構築することができます。

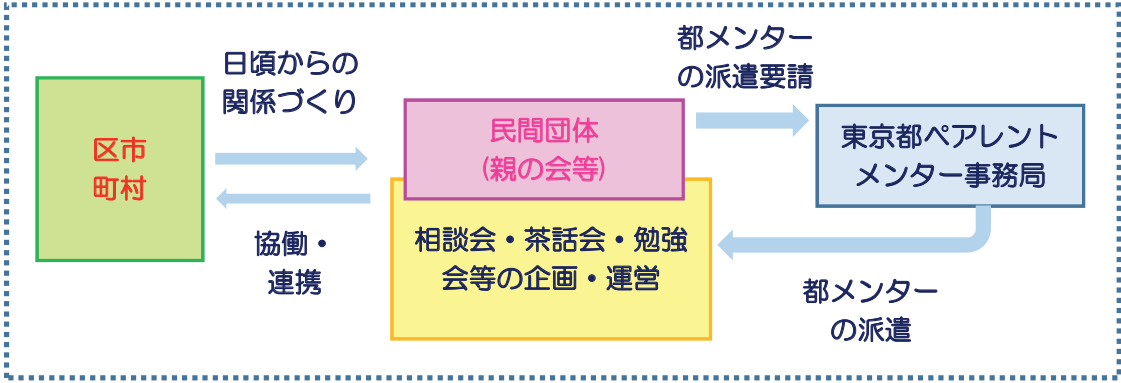
ウ 事業は民間団体に委託する場合、委託先はNPO法人や親の会等となり、従来から区市町村事業を委託している、あるいはヒアリング対象としている等、日常的に密に連携を図っている団体が想定されます。こうした団体からの情報収集を通して、地域の状況を把握していくという側面もあります。

次ページの図に示した事業の枠組みは、民間団体が東京都ペアレントメンター事業を活用した取組を開始し、その後、区市町村の委託を受けて、発達障害の子供を持つ親が集うカフェを開催する等の活動実績を積み上げている事例です。この事例では活動を通じて、区市町村及び民間団体が家族支援としてのペアレントメンター活動の意義を確認し、国の地域生活支援促進事業を活用して事業実施の枠組みを構築しました。区市町村が日頃から民間団体と情報交換を密にし関係づくりに努めていることを背景として、東京都ペアレントメンターを活用した民間団体の家族支援の試みについて、国の地域生活支援促進事業を活用した独自事業として実施することを提案し、話し合いを経て事業の委託を実現しました。

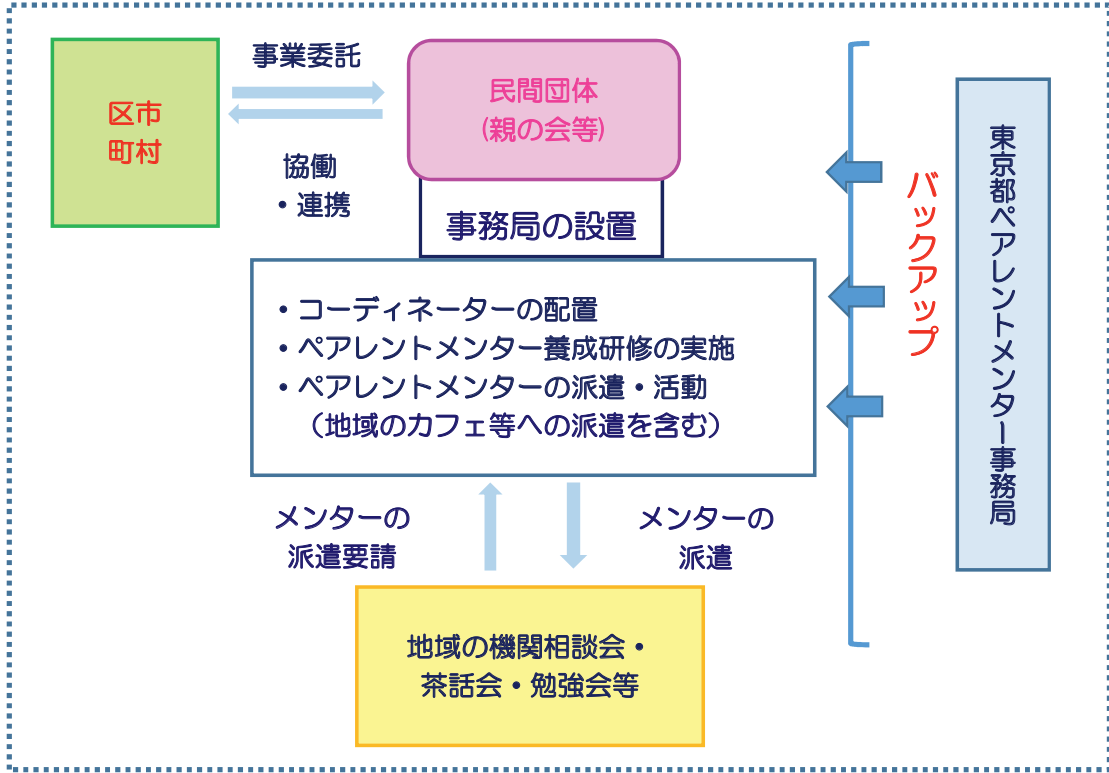
エ 民間団体は、事務局を設置し、ペアレントメンター養成と、コーディネーターの配置によるペアレントメンターを派遣しての活動を実施します。養成研修の計画・実施に当たっては、東京都ペアレントメンター事務局のコーディネーターが、専門的な立場から助言をしたり研修講師の派遣などのサポートをする等、後方から支援します。

オ なお、このパターンでは、委託先団体が事業を継続的に実施するためのサポート体制の構築、例えば民間団体であるために教育機関にアプローチすることが困難な場合の担当部署によるサポートや、ペアレントメンターへのフォローアップ研修の検討、ペアレントメンター活動を通して浮き彫りになった課題への対応に、区市町村が委託先団体と連携して取り組む必要があります。

東京都ペアレントメンターを活用しての家族支援の取組から
区市町村が実施主体となる独自事業へと展開した事例



展開 国の地域生活支援促進事業を活用



5 区市町村の取組事例

新宿区

1 ペアレントメンター関連事業実施体制について

事業開始年度	平成28年度
事業開始のきっかけ	平成27年に議会でペアレントメンター事業について要望があり、区の事業として平成28年4月から開始した。
事業実施主体	新宿区
活用している補助金等の財源	地域生活支援促進事業 「発達障害者及び家族等支援事業」
ペアレントメンター関連事業での家族会との連携状況	・親の会等から推薦を受けた者を養成研修の対象としている。
ペアレントメンターコーディネーター配置の有無	有（区職員が担当）
有の場合：人数	2名
有の場合：属性・職種	区常勤職員（発達相談担当）・保育士、福祉職

2 養成研修について

養成研修実施主体	新宿区				
研修実施方法	親の会等から推薦を受けた希望者を募集し、研修を受けた受講者を新宿区ペアレントメンターとして登録				
開催頻度	年1回				
研修カリキュラム	<table border="1"> <tr> <td>1日目</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「ペアレントメンターとは」 【講師：区職員】 ・「メンターとしての相談技術」 【講師：区職員】 ・実技講習「ロールプレイ」 【講師：区職員】 </td> </tr> <tr> <td>2日目</td> <td>・専門研修（「障害の基礎知識」等） 【講師：外部講師】</td> </tr> </table>	1日目	<ul style="list-style-type: none"> ・「ペアレントメンターとは」 【講師：区職員】 ・「メンターとしての相談技術」 【講師：区職員】 ・実技講習「ロールプレイ」 【講師：区職員】 	2日目	・専門研修（「障害の基礎知識」等） 【講師：外部講師】
1日目	<ul style="list-style-type: none"> ・「ペアレントメンターとは」 【講師：区職員】 ・「メンターとしての相談技術」 【講師：区職員】 ・実技講習「ロールプレイ」 【講師：区職員】 				
2日目	・専門研修（「障害の基礎知識」等） 【講師：外部講師】				
養成人数（令和2年1月1日現在）	13名				
工夫している点	<ul style="list-style-type: none"> ・傾聴を重視しロールプレイを行っている。 ・メンター希望者の忙しさを考慮し、半日のごとの研修とし、慣れるまで（2～3か月程度）先輩メンターと一緒に相談に入ることを取り入れている。 ・発達障害に限らず、知的障害等様々な障害に対応できるようにしている。 				
苦慮している点	・新規のメンター希望者が少ないため外部講師による研修の実施が難しく、区職員が最低限必要なことを伝達している。そのため、フォローアップ研修とタイアップして行うこともある。				
フォローアップ研修の有無	有				
有の場合：開催頻度	年1回（半日）				
有の場合：研修カリキュラム	<table border="1"> <tr> <td>1日目</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントメンターの役割 ・ロールプレイング（傾聴） 【講師：特定非営利活動法人 日本ペアレント・メンター研究会】 </td> </tr> </table>	1日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントメンターの役割 ・ロールプレイング（傾聴） 【講師：特定非営利活動法人 日本ペアレント・メンター研究会】		
1日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントメンターの役割 ・ロールプレイング（傾聴） 【講師：特定非営利活動法人 日本ペアレント・メンター研究会】				

3 派遣調整について

派遣調整（事務局）実施主体	新宿区
派遣調整の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ①区職員が相談会の年間計画（実施日程等）の作成、場所の手配を行う。 （実施は月2回、子ども総合センターの会議室を確保） ②区職員がHP・チラシ等配布し参加者を募集する。 ③親の会が各回のメンバーを決める。 ④区職員が参加希望の受付を行い、派遣メンバーに連絡する。 ⑤当日の活動はメンター2名程度で相談を担当する。
令和元年度派遣実績 （令和2年2月1日現在）	相談件数 49人（件）
派遣先として多い場面 （実施している相談会の形態）	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ相談会 ・出張相談会（体験談）
派遣依頼元として多い機関 （定例の相談会以外で行う出張相談会の場所）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園 ・子ども家庭支援センター ・児童発達支援事業所
工夫している点	<ul style="list-style-type: none"> ・周知活動の一環として出張相談会（体験談）を行っている。 ・参加者の話が合うようにテーマ別に日程を設定している。
苦慮している点	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日が決まっているため参加者がいない場合がある。希望者がいない場合、区職員が電話で勧誘することもある。

4 ペアレントメンター関連事業の効果について

<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートから、参加者の満足度は高いことが分かる。メンターの経験談を聞いたり、参加者自身の悩みを傾聴してもらい、安心したり、気持ちが軽くなったという感想が多い。 ・参加人数は少ないが、参加した方はまた来たいという感想が多い。いざとなれば、話を聞いてくれる場があることが認識されている。
--

5 ペアレントメンター関連事業を検討している自治体へのアドバイス

<ul style="list-style-type: none"> ・実際に子育てを経験してきているメンターの話は、実感を伴っているため、大変説得力があると感じている。特に就学を迎え、学校の選択について悩まれている保護者に対して、メンターが相談に乗ることで保護者の意識が変わったりすることが期待できる。 ・ペアレントメンターはまだなじみが薄いため、自分から電話して相談に行くというのは垣根が高いと感じている方が多い。初めての方は、保護者会等、人が集まるところにメンターが入っていくようなやりの方が参加しやすいと思われる。

中野区

1 ペアレントメンター関連事業実施体制について

事業開始年度	令和元年5月
事業開始のきっかけ	平成30年3月に策定した第1期中野区障害児福祉計画において、子どもの障害や発達に不安や戸惑いを感じる保護者や家族への支援充実を掲げており、保護者支援の一つとしてペアレントメンターの活用を検討してきた。 中野区では、保護者のピアグループ「いろとりどり」が平成26年から保護者の交流会や勉強会を継続し、都のペアレントメンター養成事業への参加者の推薦等を行っており、区として公益活動推進基金からの補助を行ってきた。地域に根ざしたペアレントメンターの養成活動を推進するため、この活動実績のある団体への委託で事業を実施することとしたものである。（本事業は平成30年度中野区の業務委託の提案制度により団体からの事業提案を受け、中野区公益活動推進協議会の審議を経て採用業務として決定した）
事業実施主体	特定非営利活動法人 わかみやクラブ（委託実施）
活用している補助金等の財源	地域生活支援促進事業「発達障害者及び家族等支援事業」
ペアレントメンター関連事業での家族会との連携状況	・親の会から推薦を受けた者を養成研修の対象者としている ・親の会から依頼を受けてメンターを派遣することがある
ペアレントメンターコーディネーター配置の有無	有（委託先に配置 非常勤）
有の場合：人数	1名
有の場合：属性・職種	公認心理師

2 養成研修について

養成研修実施主体	特定非営利活動法人わかみやクラブ（委託実施）						
研修実施方法	法人の実施するペアレントメンター養成事業の茶話会や学習会等に8回以上参加した対象者に対し実施する。						
開催頻度	年1回 今後実施予定						
研修カリキュラム	<table border="1"> <tr> <td>1日目</td> <td>・令和2年3月9日 【講師：丹明彦氏（目白大学大学院心理学研究科准教授）】 ・エゴグラム、講習受講</td> </tr> <tr> <td>2日目</td> <td>・令和2年3月11日 【講師：同上】 ・講習受講、ロールプレイ</td> </tr> <tr> <td>3日目</td> <td>・令和2年3月16日 【講師：同上】 ・講習受講、ロールプレイ</td> </tr> </table>	1日目	・令和2年3月9日 【講師：丹明彦氏（目白大学大学院心理学研究科准教授）】 ・エゴグラム、講習受講	2日目	・令和2年3月11日 【講師：同上】 ・講習受講、ロールプレイ	3日目	・令和2年3月16日 【講師：同上】 ・講習受講、ロールプレイ
1日目	・令和2年3月9日 【講師：丹明彦氏（目白大学大学院心理学研究科准教授）】 ・エゴグラム、講習受講						
2日目	・令和2年3月11日 【講師：同上】 ・講習受講、ロールプレイ						
3日目	・令和2年3月16日 【講師：同上】 ・講習受講、ロールプレイ						
養成人数（令和2年1月1日現在）	3名						
工夫している点	・傾聴の意味や基本姿勢を身につける ・自身の長所・短所を自覚する						
苦慮している点	・全3回の参加確保が難しいため、日程を早めにお知らせした						
フォローアップ研修の有無	有り（実施予定）						
有の場合：研修カリキュラム	<table border="1"> <tr> <td>・令和元年6月7日 【講師：相談支援事業所相談専門支援員】 ・福祉・教育の変遷</td> </tr> <tr> <td>・令和2年1～2月 【講師：コーディネーター 臨床心理士】 ・メンター個別フォロー</td> </tr> </table>	・令和元年6月7日 【講師：相談支援事業所相談専門支援員】 ・福祉・教育の変遷	・令和2年1～2月 【講師：コーディネーター 臨床心理士】 ・メンター個別フォロー				
・令和元年6月7日 【講師：相談支援事業所相談専門支援員】 ・福祉・教育の変遷							
・令和2年1～2月 【講師：コーディネーター 臨床心理士】 ・メンター個別フォロー							

3 派遣調整について

派遣調整（事務局）実施主体	特定非営利活動法人 わかみやクラブ（委託実施）
派遣調整の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター及びメンター相談員が電話やメールでの依頼を受け、派遣調整・決定 ・コーディネーター及びメンター相談員が依頼者・機関やメンターと打ち合わせ ・メンターが訪問・活動
令和元年度派遣実績 （令和2年1月1日現在）	30人（13件）
派遣先として多い場面	<ul style="list-style-type: none"> ・茶話会（グループ相談） ・個別相談
派遣依頼元として多い機関	<ul style="list-style-type: none"> ・親の会 ・個人
工夫している点	<ul style="list-style-type: none"> ・複数のメンターで対応する ・同じような経験をもつメンターを派遣
苦慮している点	<ul style="list-style-type: none"> ・同じメンターばかりに負担がかかることがある

4 ペアレントメンター関連事業の効果について

<ul style="list-style-type: none"> ・メンター養成の過程で、メンターとして活動する可能性のある保護者のエンパワーメントにつながる。 ・専門家の相談とは違う角度からの相談支援、共感等により孤立感の解消につながり、子どもの成長や育っていくイメージを持つことができ、安心して子育てができるようになる。 ・制度や地域における資源を踏まえた的確な相談支援が可能となる。 ・地域に根付いた支援活動の広がりによって、地域全体で障害児やその家族を支えていく土壌づくりを醸成できる。

5 ペアレントメンター関連事業を検討している自治体へのアドバイス

<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントメンター事業は、実際に障害児を育てている保護者の協力が不可欠である。遠回りのようにも見えるかもしれないが、まずは、親の会の設立や継続的な活動を支援し、地方自治体と親の会が共に地域の福祉を向上させていくパートナーとしての関係を長い年月をかけて築く必要があると考える。 ・ペアレントメンター事業は支えあいの仕組みである。支援する側になった方も支援される側になる時がある。障害児を育てる親としてご自分が支えられた経験を活かしてペアレントメンターになってもらいたいため、茶話会の開催やグループ相談会へのメンターの派遣と養成事業を一体的に実施していく形が望ましいと考えている。 ・ペアレントメンターとして登録され、支える側として活動している方であっても、支援を必要とする存在であり続けるということを地方自治体は認識する必要があると思う。委託事業として実施する場合であっても、一般企業への委託とは異なり、個々のメンターに対するケアを行うことや、安心して、自信をもって活動できるようにフォローアップや継続した研修制度をしっかりと事業に組み込んで実施する必要がある。

豊島区

1 ペアレントメンター関連事業実施体制について

事業開始年度	平成29年度
事業開始のきっかけ	以前より発達支援事業において、先輩母より話を聞く学習会を行っていた。東京都のペアレントメンター事業が開始するにあたり、この事業を活用し、より広い範囲で先輩母を発掘し、多くの悩める保護者の方が少しでも我が子の子育てについて共感し、情報提供してもらえる機会を提供するなど、家族支援に対しての体制を強化することを目指した。
事業実施主体	豊島区
活用している補助金等の財源	無し
ペアレントメンター関連事業での家族会との連携状況	無し
ペアレントメンターコーディネーター配置の有無	無し

2 ペアレントメンターの活用について

派遣依頼先自治体（団体）	東京都
メンターの活用場面	・学習会 ・グループ相談会
今後の養成研修の実施予定	無し
今後の派遣調整の実施予定	無し

3 ペアレントメンター関連事業の効果について

- ・ペアレントメンター事業自体の認知がされておらず、この事業の周知は今後も続く課題だと思われるが、メンターと実際に会い、話す機会を得て、その良さが分かり、継続して利用される方が多い。地道な事業の展開ではあるが、利用者の表情が、利用してすぐのときと、何度も回を重ねて利用したときでは明らかに違っていることは見てとれる。多くの人数に広く対応することも必要だが、少人数でも確実に困っている保護者の肩の荷を少しでも下ろしてあげられていることを、今は大きな効果として挙げておきたい。

4 ペアレントメンター関連事業を検討している自治体へのアドバイス

- ・保護者の方は、専門家の意見はもちろんだが、同じ立場の自分を分かってくれる人を求めている。ぜひペアレントメンター事業を活用してほしい。活用するともっと良さが分かると思う。

足立区

1 ペアレントメンター関連事業実施体制について

事業開始年度	平成28年度
事業開始のきっかけ	区内で当事者の親が親の会やサークルを立ち上げ、余暇・趣味活動、親同士のお話会などを行っていた。また、障がい福祉センターでは就学前の療育や相談事業を行っていたため、区内の親の会やサークルの方たちと接点が多くあり、保育士研修で親の立場からの声を聴かせていただくなど協力体制ができていた。鳥取大学の井上雅彦教授がペアレントメンター事業普及のために足立区を訪問した際に、直接、管理職がメンター事業確立の重要性について話を聞き、親の会やサークルの方々もペアレントメンター活動を切望していた。相談業務の中でも、同じ境遇の親と話をしたい、経験者の話を聞きたい等も声が多く聞かれ、家族のニーズの高まりでペアレントメンター事業が発足した。
事業実施主体	<事業委託先>一般社団法人 ネットワーキング
活用している補助金等の財源	地域生活支援促進事業「発達障害児及び家族等支援事業」
ペアレントメンター関連事業での家族会との連携状況	活動に必要な部屋や職員の人数などの要望に対応。 広報の協力（区報への掲載や担当課からの紹介・チラシ設置）。 家族が持つ潜在的なニーズの共有。 サポートブック内容などについての意見交換。
ペアレントメンターコーディネーター配置の有無	有
有の場合：人数	4名（交代制で、開所日には2名体制で常駐）
有の場合：属性・職種	全員、ペアレント・メンターと法人理事を兼務。

2 養成研修について

養成研修実施主体	委託事業者が独自に養成講座実施している
研修実施方法	特定非営利活動法人 日本ペアレント・メンター研究会と区担当課に協力を得て、研究会のカリキュラムに沿って2日間の研修を開催。受講者はペアレントメンター、親の会や療育機関等からの紹介で、安全を担保して人選している。
開催頻度	2～3年に1回の目安で
研修カリキュラム	1日目 <ul style="list-style-type: none"> ・ペアメン、発達障がいの基礎講座【講師：研究会へ依頼】 ・発達特性と家族支援【講師：研究会・うめだ・あけぼの学園へ依頼】 2日目 <ul style="list-style-type: none"> ・リソースブック作成【講師：研究会へ依頼】 ・相談支援のロールプレー【講師：研究会へ依頼】
養成人数(令和2年1月1日現在)	25人
工夫している点	<ul style="list-style-type: none"> ・区内への周知も広げるため、一部を公開講座とする ・地域性を大切にするため、区の担当課や区内療育機関にも協力を依頼する
苦慮している点	<ul style="list-style-type: none"> ・紹介などの人選を丁寧にすることもあり参加人数が少ない ・本来は、インストラクターを身近な方に依頼したいが、つながりが薄い

フォローアップ研修の有無	有	
有の場合：開催頻度	養成研修のない年は、毎年1回開催	
有の場合：研修カリキュラム	1日目	<ul style="list-style-type: none"> ・学齢期以降の地域リソースと福祉制度 【講師：福祉部より】 ・傾聴とピアトークワークショップ 【講師：フクシノスイッチ 押切氏】

3 派遣調整について

派遣調整（事務局）実施主体	委託事業者が独自に派遣調整している
派遣調整の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ①事務局で受付（場所、依頼の概要・目的、人数、等把握） ②事務局コーディネーターがペアレントメンター手配 ③必要により資料作成 <p>* 依頼内容によっては、事前打ち合わせ等に訪問する場合あり</p>
令和元年度派遣実績 （令和2年1月1日現在）	50人（11件）
派遣先として多い場面	<ul style="list-style-type: none"> ・療育につながっていない幼児の親向けの会のピアサポート ・保育士、教員向け研修での発達課題、親の立場・心情の理解促進の機会
派遣依頼元として多い機関	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター ・子ども支援センターげんき
工夫している点	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークへの参加は1グループにメンター2名で対応し、負担や偏りを軽減 ・依頼元にはどのような課題があり依頼したかを丁寧にヒアリングする
苦慮している点	<ul style="list-style-type: none"> ・辛い心情になった方もいた。クールダウンの時間をメンター間で持って、気持ちを共有することで対応

4 ペアレントメンター関連事業の効果について

<ul style="list-style-type: none"> ・学校現場や就学前の子供施設では発達に課題のあるお子さんが増えており、どの現場でも対応に苦慮している現状がある。それに比例して保育士向けの発達障がい児研修や、教員研修、PTA主体の事業でメンターさんによる講演が増えている。当事者の親はどう感じているのかを直接聞くことが出来る機会を設けることで、発達に課題のあるお子さんだけでなく、その家族も含めた理解、支援の重要性を周知することができていると思う。保育士研修のグループ討議では、課題のある子の親が保育士のどんな言葉に励まされ、逆に傷ついたか、子の現状をどう伝えるかなど、具体的な事例を含めた話のやり取りができ大変好評であった。
--

5 ペアレントメンター関連事業を検討している自治体へのアドバイス

<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい特性のあるお子さんを育てた経験を持つメンターさんの話は、同じ境遇の親はもちろん、学校現場や就学前施設の職員にとってもとても有効だと思う。「誰に聞く？どこに聞く？」より「ここに聞ける」の方がどちらにとっても有意義である。

三鷹市

1 ペアレントメンター関連事業実施体制について

事業開始年度	平成30年度
事業開始のきっかけ	平成28年に三鷹市基幹相談支援センター開設、発達障害者支援法の改正を契機に、当事業の受託法人が実施していた「ママサロン」を専門相談の一環として市の事業とすることを検討。平成30年度から、発達障がい児（者）の家族の支援を推進し、発達障がい児（者）の家族の福祉の向上を図ることを目的とし、当事業開始
事業実施主体	一般社団法人発達障がいファミリーサポートMarble
活用している補助金等の財源	地域生活支援促進事業「発達障害児者及び家族等支援事業」
ペアレントメンター関連事業での家族会との連携状況	受託法人の母体は市内の発達障がい児親の会であり、受託法人を通して適宜、運営等について連携している。
ペアレントメンターコーディネーター配置の有無	無

2 養成研修について

養成研修実施主体	一般社団法人発達障がいファミリーサポートMarble（委託実施）	
研修実施方法	市の広報・HPや親の会から研修参加者を募集し、全2日間の研修をすべて受講した者に修了証を発行し、本市事業のペアレントメンターとして登録	
開催頻度	1回	
研修カリキュラム	1日目	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい児・者と家族を支える地域づくり 【講師：特定非営利活動法人 日本ペアレント・メンター研究会】 三鷹市のペアレント・メンター事業について 【講師：三鷹市 Marble】 オリエンテーション 【講師：特定非営利活動法人 日本ペアレント・メンター研究会】
	2日目	<ul style="list-style-type: none"> 相談技術の基礎知識・リソースブックの活用法等 ロールプレイ ガイダンス・実習 グループ報告 【講師：特定非営利活動法人 日本ペアレント・メンター研究会】
養成人数(令和2年1月1日現在)	16人	
工夫している点	<ul style="list-style-type: none"> ロールプレイングや演習を盛り込み、実践に即した内容にしている。 ファシリテーターの人は幅広い分野から考えている。 	
苦慮している点	<ul style="list-style-type: none"> 受講対象に該当しない方からの申込みの対応 	
フォローアップ研修の有無	有（予定）	
有の場合：開催頻度	1回（予定）	
	有の場合：研修カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> 講演（詳細未定） グループワーク（詳細未定） 【講師：特定非営利活動法人 日本ペアレント・メンター研究会（予定）】

3 ペアレントメンター関連事業の効果について

- ・相談対象を障がい児のみならず障がい者まで幅を広げたことにより、保護者（養護者）を障がい福祉主管課の支援をつなげるきっかけの場となった。
- ・個別相談に躊躇している方がまずグループ交流会に参加することで、仲間がいる安心感の共有や負担感の軽減ができるようになり、気軽に個別相談や他の関係機関に相談できるようになった。

4 ペアレントメンター関連事業を検討している自治体へのアドバイス

- ・委託により事業を実施する場合、区域内のどの団体と連携するか、十分検討する必要がある。複数の団体があるのであれば、予め連絡会等を通して事業を説明し、その上で単独委託とするか、複数の団体の連携によるか、調整するのも良いかと思われる。
- ・事業開始に伴う行政との折衝も負担となるので、団体の中で事務局的な方を決めてもらうと良い。

小平市

1 ペアレントメンター関連事業実施体制について

事業開始年度	平成30年度
事業開始のきっかけ	<p>平成27年3月に厚生労働省から「市町村で実施するペアレントトレーニングに関する調査について」の報告書が出され、市町村で取り組んでいる現状と課題を明らかにした。その後平成28年5月には市町村におけるペアレントプログラムの実施と普及を目的に、「ペアレントプログラムの事業化マニュアル」が送付された。</p> <p>これを受け、小平市で実施に向けて検討していたところ、市民協働・男女参画推進課が実施している小平市いきいき協働事業に、市内のNPO法人がペアレントプログラムを事業提案してきたことから、主管課として協力・支援を行い、事業選定委員会の結果、事業採択された。</p> <p>いきいき協働事業は、市の課題に対して市とNPOが協働で実施することで、課題解決とNPOの育成を図る事業で、ペアレントプログラム事業は平成29年度に、ペアレントプログラム及びペアレントメンター事業は平成30年度に採択され、それぞれ事業化した。</p>
事業実施主体	NPO法人子ども未来ラボ（委託実施）
活用している補助金等の財源	地域生活支援促進事業「発達障害児者及び家族等支援事業」
ペアレントメンター関連事業での家族会との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> ・親の会から推薦を受けた者を養成研修の対象者としている。 ・メンターの派遣先として親の会から多くの依頼を受けている。
ペアレントメンターコーディネーター配置の有無	有（委託先事業所に配置）
有の場合：人数	1名
有の場合：属性・職種	委託先職員・特別支援教育士、日本LD学会会員、東京都ペアレントメンター

2 派遣調整について

派遣調整（事務局）実施主体	NPO法人子ども未来ラボ（委託実施）
派遣調整の流れ	<p>小平市には、都事業で養成された10名のペアレントメンターがいることから、この人材を活かし、市内の保護者に対するきめ細かい支援が可能であるため、市の「ペアレントプログラム及びペアレントメンター事業」として、都のペアレントメンター事務局（以下「都事務局」という。）と連携し、市内のメンターの活動を支援するコーディネート業務をNPO法人子ども未来ラボに委託している。</p> <p>[発達に気になる子どもを育てる保護者を支援するカフェの実施]</p> <p>月に1回、カフェを実施し、メンターが養育経験を生かし、悩みを聞いたり、情報提供を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①子ども未来ラボのコーディネーターが、小平市のメンターにカフェへの参加の呼びかけ ②子ども未来ラボのコーディネーターが、メンターの派遣調整をし、都事務局と市の障がい者支援課に連絡 ③都事務局が、メンターの派遣決定 ④メンターが、カフェで保護者支援を実施

	<p>[個別相談]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①こども未来ラボへ、市内の保護者から個別相談希望の連絡 ②こども未来ラボのコーディネーターが内容を確認し、同時に都事務局と市の障がい者支援課に連絡 ③都事務局が、メンターの派遣調整・決定
令和元年度派遣実績 (令和2年1月1日現在)	44名(20件)
派遣先として多い場面	<ul style="list-style-type: none"> ・茶話会 ・保護者会、勉強会、研修会
派遣依頼元として多い機関	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園長会、幼稚園長会、小中学校校長会、教育相談室研修会 ・民生委員研修会、白梅学園大学ゼミ学生対象の講演会
工夫している点	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼内容に応じて派遣するメンターを調整している。 ・コーディネーターが活動に同行し、活動当日のメンターの様子、派遣先の雰囲気等を確認している。
苦慮している点	<ul style="list-style-type: none"> ・メンター自身が子育て中であり、活動に対応できる時間が限られてしまう。

3 ペアレントメンター関連事業の効果について

- ・事業開始当時は「ペアレントメンター」自体の認識も低かったが、ペアレントメンターコーディネーターが中心となり、講演会や、展示等の普及啓発を行ったことにより認識が高まってきている。
- ・ペアレントメンターがその養育経験を生かして、今困っている話を聞いたり、相談者に適したきめ細かい情報提供を行うカフェを、月1回、定期的実施しているが、保護者にとって、情報収集や交流の場となって、定着してきている。

4 ペアレントメンター関連事業を検討している自治体へのアドバイス

- ・ペアレントメンター事業は、専門性も高く、自治体のみでの実施は難しいため、東京都発達障害者支援センター（TOSCA）や、地域の発達障害に特化した事業者と、ともに事業を進めていくことが必要だと考える。

西東京市

1 ペアレントメンター関連事業実施体制について

事業開始年度	平成30年度
事業開始のきっかけ	障害児を支える家族への支援を充実させるため、東京都発達障害者支援センターと連携し支援することが市の方針として示されたため。
事業実施主体	東京都発達障害者支援センターTOSCA ペアレントメンター事務局
活用している補助金等の財源	市の予算
ペアレントメンター関連事業での家族会との連携状況	候補者の推薦
ペアレントメンターコーディネーター配置の有無	無

2 ペアレントメンターの活用について

派遣依頼先自治体（団体）	東京都発達障害者支援センター（TOSCA）
メンターの活用場面	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ相談会 ・事業所連絡会等でペアレントメンターの周知と活用促進を目的として講演してもらった。

3 ペアレントメンター関連事業の効果について

- ・当事者家族の共助の促進
- ・地域資源の開拓
- ・発達障害に対する理解促進
- ・メンターの活動意欲が高く市内での周知や普及に協力を頂けている。

4 ペアレントメンター関連事業を検討している自治体へのアドバイス

- ・活動意欲が高い市民の協力を得られること、都のペアレントメンター事務局に間に入ってもらうことで、実施方法等のアドバイスをもらえる。

東京都ペアレントメンター事業実施要綱

29福保障精第1188号

平成29年11月30日

1 目的

発達障害児（者）（発達障害と診断された児（者）に限らず、発達障害の特性がある児（者）を含む。以下同じ。）とその家族が地域で安心して生活ができるよう、発達障害児（者）の養育経験がある親を子育て経験を通じた情報提供・助言などを行うペアレントメンターとして養成・派遣することにより、地域における家族支援体制の構築を図ることを目的とする。

2 実施主体等

(1) 実施主体

実施主体は東京都とする。ただし、本事業の全部又は一部について、東京都発達障害者支援センター運営事業実施要綱（14福障施第840号平成14年12月27日局長決定）に規定する東京都発達障害者支援センターに委託することができる。

(2) 事務局

事務局は、福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課に置く。ただし、前項により委託したときは、運営する団体に置く。

3 事業内容

(1) ペアレントメンター養成事業

ア 候補者の募集

ペアレントメンター候補者（養成研修の受講者）募集と申込みについては、別に定める募集要項により行う。

イ 養成研修の実施

(ア) 目的

発達障害のある子供の養育経験を活かし、発達障害児（者）を育てている親を対象に相談や情報提供を行うペアレントメンターを養成する。

(イ) 対象者

研修の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- a 東京都内に在住していること。
- b 1に定めるペアレントメンター派遣事業の目的を理解し、活動ができること。
- c 原則として、発達障害の診断を受け概ね2年以上かつ小学3年生以上の子供の養育経験を有する者
- d 親の会やサークル活動などにおける、相談活動等の経験があること。
- e 区市町村からの紹介（紹介に当たっては、原則として、親の会やサークル活

動、支援機関などの団体から推薦を受ける。)を受けた者

(ウ) 内容

研修内容は、ペアレントメンターの活動を行うために必要な知識と技術に関する講義及びグループワークとし、詳細は事務局において別に定める。

(エ) 修了登録

東京都は、研修を修了した者を、東京都ペアレントメンター登録簿に登載し、東京都ペアレントメンター養成研修修了証(様式1)(以下「修了証」という。)を交付する。

また、登載した旨を、紹介を受けた区市町村に通知するものとする。

(オ) 登録後のフォローアップ

東京都は、エにより修了証を交付したペアレントメンターに対して、別に定める内容によりフォローアップ研修等を実施する。

(2) ペアレントメンター派遣事業

ア 目的

発達障害児(者)を育てている親や親が集まる場等にペアレントメンターを派遣し、相談や情報提供を行う。

イ 活動内容

ペアレントメンターが行う活動は、ボランティア活動とし、次に掲げるものとする。

- (ア) 相談者の体験や悩みに対する共感的な態度による傾聴
- (イ) 子供の障害理解や障害受容への支援
- (ウ) 発達障害の理解につながる情報提供
- (エ) 地域の相談機関や利用できる機関の情報紹介
- (オ) 専門機関と連携しつつ支援のきっかけ作り
- (カ) その他、家族支援に関連する活動

ウ 派遣先

ペアレントメンターの派遣先は、以下のとおりとする。

- (ア) グループ相談会、茶話会、講演会又は勉強会等、発達障害児(者)の親が集まる場
- (イ) 研修会又は講演会等、発達障害児(者)に対する支援者等への教育の場
- (ウ) 区市町村や支援機関からの要請に応じた個別相談
- (エ) その他、東京都が特に必要と認める活動

エ 派遣の調整機関

事務局は、派遣を希望する機関・団体等からのペアレントメンター派遣依頼の受付並びに、派遣するペアレントメンター(原則として2人1組とする。)との調整及び決定を行う。

また、随時、ペアレントメンターからの相談を受け、助言を行う。

オ 派遣に要する経費

ペアレントメンターが派遣依頼を受け活動に要した交通費相当分については、事務局が別途定める規定により支給する。

カ 派遣までの手順

派遣に関する実施手順は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) ペアレントメンターの派遣を希望する機関・団体等は、派遣依頼書（様式2）によりペアレントメンターの派遣を事務局に申請する。
- (イ) 事務局は、ペアレントメンターと調整の上、派遣を決定したペアレントメンターに対して活動依頼書（様式3）により依頼を行うとともに、派遣依頼者に対して派遣通知書（様式4）により派遣するペアレントメンターを通知する。
- (ウ) 派遣終了後、ペアレントメンターは活動報告書（様式5）を、派遣依頼者は実施報告書（様式6）を、それぞれ事務局に提出する。
- (エ) 活動報告書を基に、事務局は、ペアレントメンターに対してオに基づく交通費相当分を支払うものとする。

キ 個人情報の秘密保持

ペアレントメンターは、本事業により知り得た個人情報を第三者に伝えてはならない。

ク 緊急時の報告

ペアレントメンターは、キによる個人情報の秘密保持を遵守するが、虐待が疑われるなど緊急を要する場合には、直ちに事務局に報告すること。

ケ 次年度活動の意思確認

事務局は、ペアレントメンターに対し、年度末に次年度の活動の意思確認を行う。

コ 活動の辞退

ペアレントメンターが本事業による活動の辞退を希望する場合は、修了証とともに辞退届（様式7）を事務局に届け出る。これをもって事務局は、東京都ペアレントメンター登録簿から抹消する。

サ 修了証の返還

- (ア) ペアレントメンターがコによる活動の辞退を行う際には、修了証の返還を行う。
- (イ) ペアレントメンターが、法令又は正当な理由がなく個人情報を第三者に漏らしたとき、その他のこの要綱に反する行為を行ったときは、東京都はペアレントメンターへ修了証の返還を求めることができる。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月30日から適用する。

東京都ペアレントメンター活動ガイドライン

29福保障精第1221号

平成29年12月1日

本ガイドラインは、東京都ペアレントメンター事業において、養成されたペアレントメンターの円滑な活動実施のために必要な事項を定めるものである。ペアレントメンターは、本ガイドライン及び「東京都ペアレントメンター事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）」に基づき活動するものとする。

1 ペアレントメンター事務局の設置について

東京都ペアレントメンター事業におけるペアレントメンター事務局（以下「事務局」という。）を東京都発達障害者支援センター内に設置し、ペアレントメンターコーディネーターを配置する。

2 ペアレントメンターの活動について

(1) ペアレントメンターとして活動する者は、ペアレントメンター養成研修を修了し、東京都ペアレントメンター登録簿に登載された者とする。

(2) ペアレントメンターとしての活動は、ボランティア活動である。あくまで同じ保護者としての立場で行うものである。

なお、活動に当たっては、ボランティア保険へ加入するものとする。

(3) ペアレントメンターが行う活動は、以下のとおりとする。

ア 相談者の体験や悩みに対する共感的な態度による傾聴

イ 子供の障害理解や障害受容への支援

ウ 発達障害の理解につながる情報提供

エ 地域の相談機関や利用できる機関の情報紹介

オ 専門機関と連携しつつ支援のきっかけ作り

カ その他、家族支援に関連する活動

(4) ペアレントメンターが活動する場は、以下のとおりとする。

ア グループ相談会、茶話会、講演会又は勉強会等、発達障害児（者）の親が集まる場

イ 研修会又は講演会等、発達障害児（者）に対する支援者等への教育の場

ウ 区市町村や支援機関からの要請に応じた個別相談

エ その他、東京都が特に必要と認める活動

(5) ペアレントメンターの活動は、ペアレントメンターの派遣を希望する機関・団体等からの依頼（実施要綱附属様式2）に基づいて、事務局から活動依頼書（実施要綱附属様式3）によりペアレントメンターへ依頼する。

(6) ペアレントメンターの活動後は、1週間以内に活動報告書（実施要綱附属様式5）

を事務局へ提出すること。活動報告書に基づいて、事務局からペアレントメンターへ交通費相当分を支払う。

3 ペアレントメンターの登録及び登録辞退について

- (1) ペアレントメンターとして活動する者は、ペアレントメンター養成研修を受講後、事務局が別に定める東京都ペアレントメンター登録用紙へ必要事項を記入し、倫理規定（詳細は6を参照）に署名捺印の上、事務局に提出しなければならない。
- (2) 事務局はペアレントメンターに対し、年度末に次年度の活動の意思確認を行う。
- (3) ペアレントメンターが本事業による活動の辞退を希望する場合は、辞退届（実施要綱附属様式7）により事務局に届出を行い、修了証（実施要綱附属様式1）を返還すること。

4 ペアレントメンターの個人情報について

- (1) ペアレントメンターの登録用紙等の情報については、事務局が管理するものとする。
- (2) ペアレントメンターの個人情報は、派遣調整等ペアレントメンター活動のみに使用する。

5 フォローアップ研修について

- (1) ペアレントメンターに登録された者は、事務局が実施するフォローアップ研修等に積極的に参加すること。
- (2) 研修の対象者は、東京都ペアレントメンター登録簿に登録されている者とする。

6 ペアレントメンター遵守事項

ペアレントメンターとして活動するに当たり、以下の事項を遵守すること。

なお、特に遵守すべき事項について、別紙の倫理規定に署名捺印の上、事務局へ提出すること。

- (1) 相談者の人権、意思を尊重すること。
- (2) 個人情報の秘密保持
本事業による活動、相談中に知り得た事項に関しては、本人及び家族の了解なしに他者に漏らしてはならない。ペアレントメンターの活動終了後（登録解除後）も同様とする。
ただし、虐待が疑われるなど緊急を要する場合には、直ちに事務局に報告すること。
- (3) 個人情報及び相談内容が不用意に漏洩することがないようにし、記録の管理は厳重に行うこと。活動報告書は速やかに事務局に提出することとし、記録は手元に残さないこと。
- (4) 個人的、組織的、営利的、政治的目的のために活動を行ってはならない。また、強制をしてはならない。

- (5) 自ら困難と感じた場合、すぐに事務局に連絡すること。
- (6) 正当な理由がなく個人情報を第三者に漏らした場合、その他法令又は本ガイドラインに反する行為を行ったときは、東京都及び事務局はペアレントメンターへ修了証の返還を求めることができる。

東京都ペアレントメンター倫理規定

ペアレントメンターとして活動するに当たっては、東京都ペアレントメンター活動ガイドラインに沿って活動することとし、以下の事項を遵守すること。

- 1 相談者の意思を尊重すること。
- 2 本事業による活動、相談中に知り得た事項に関しては、本人及び家族の了解なしに他者に漏らしてはならない。ペアレントメンターの活動終了後（登録解除後）も同様とする。ただし、虐待が疑われるなど緊急を要する場合には、直ちに東京都ペアレントメンター事務局に報告すること。
- 3 個人情報及び相談内容が不用意に漏洩することがないようにし、記録の管理は厳重に行うこと。
- 4 個人的、組織的、営利的、政治的目的のために活動を行ってはならない。
- 5 自ら困難と感じた場合、すぐに東京都ペアレントメンター事務局に連絡すること。

【倫理規定への同意】

私は、東京都ペアレントメンターとして活動するにあたり、上記の倫理規定を理解し、遵守することに同意します。

平成 年 月 日

氏名 _____ 印